

## 議案第 5 5 号

おいらせ町個人情報保護条例及びおいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町個人情報保護条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 9 号）及びおいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年おいらせ町条例第 3 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 9 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の改正に伴い、町関係条例の所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町個人情報保護条例及びおいらせ町個人番号の利用及び  
特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(おいらせ町個人情報保護条例の一部改正)

第1条 おいらせ町個人情報保護条例（平成18年おいらせ町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第26条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年おいらせ町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。